

令和 7 年度

第6回 第二農地部会定例会議事録

令和 7 年 9 月 30 日（火）

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和7年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年9月30日(火)午前10時40分
会 場 上越市市民プラザ 2階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(8名)

3番 竹原	8番 小山	10番 五十嵐
11番 笠原	12番 長瀬	18番 田鹿
19番 中嶋	21番 大島	

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 松苗	和栗
(浦川原区) 井部	藤村 秋山
(牧 区) 中川	米川
(柿崎区) 佐藤	小林 平野
(頸城区) 上原	伊巻
(吉川区) 常山	石野

2 欠席委員

(1) 農業委員…1番 長井 7番 滝沢 17番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 小山 高橋 (大潟区) 細谷 (三和区) 福原 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎
浦川原区駐在室	主任	中部
大島区駐在室	主任	朝倉
牧区駐在室	主任	樋口
柿崎区駐在室	次長	片岡
	主任	上田
大潟区駐在室	主任	太田
頸城区駐在室	主任	閨間
吉川区駐在室	班長	久保埜
三和区駐在室	班長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 竹原 8番 小山

(2) 審議案件

①安塙区駐在室管内分

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案なし

③大島区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案なし

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

	<p>【1. 開会】 午前 10 時 40 分 それでは、これより令和 7 年度第 6 回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員 8 名、欠席委員 3 名であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 14 名、欠席推進員 5 名です。</p>
議長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 3 番 竹原 委員、 8 番 小山 委員を指名いたします。</p>
	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 省略</p>
議長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。 〈議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について〉 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、地域計画内並びに地域計画外の番号 2118 番から 2120 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>番号 2118 番、2119 番の2件とも「地域計画内」の案件で、番号 2118 番は更新、2119 番は、新規設定です。具体的な対象農地は3頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があつたものです。</p> <p>いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、議案書2頁をご覧ください。</p> <p>番号 2120 番は「地域計画外」の案件で、改正前の基盤強化促進法に基づく相対契約の期間満了に伴い、農地中間管理機構を介して、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地でありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があつたものです。</p> <p>こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は举手願います。
	(賛成の委員は举手)
議長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
	《大島区駐在室の議案》
議長	次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
	<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>
	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2920 番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。
	報告第1号は、農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。

	<p>議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>番号 2920 番は、貸し人の要望により合意解約するものであり、返還後の利用計画は、休耕です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u><議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について></u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 2906 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>それでは、議案書の 2 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を説明いたします。</p> <p>譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により所有権移転し、家庭菜園として利用するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
大島区 駐在室	本日、確認した委員は欠席ですが、問題ない旨の連絡を受けております。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p>
議長	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2953番、2954番の2件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
大島区駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定2件をご説明いたします。議案書は、3頁をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があつたものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は举手願います。</p> <p>(賛成の委員は举手)</p>
議長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議長	<p>《柿崎区駐在室の議案》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3765番から3779番の15件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3765番から3頁、3779番の15件をご覧ください。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付予定6件、休耕9件です。以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議長	<u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3733番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 4頁、番号3733番をご覧ください。 譲渡人が財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ売却するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議長	確認された委員の説明を求めます。
佐藤委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議長	<u>＜議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について＞</u> 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号3703番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 5頁、番号3703番をご覧ください。

	<p>柿崎区江島新田地内の農地を「ボート格納庫及び駐車場」に転用するものです。6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、釣りが趣味で上越市付近の海へボートを牽引して訪れることが多いため、譲渡人が所有する中古物件の取得と併せて申請農地を取得し、ボート格納庫及び駐車場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は、第 2 種農地に該当するものと判断しました。</p> <p>土地利用計画は、ボート格納庫及び駐車場で建蔽率は 17.74% です。</p> <p>工事計画は、許可日から令和 7 年 10 月 18 日までです。</p> <p>転用にあたり、雨水は自然浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。</p> <p>申請地の一部は、譲渡人の夫が 50 年ほど前に農地の認識がないまま物置を建築し、これまで利用していたため、申請に伴い、農地法を遵守する旨の顛末書が提出されました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議長	<p><u><議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 3782 番から 3797 番の 16 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。</p> <p>8 頁、3782 番から 11 頁、3797 番の 16 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、12 頁から 13 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があつたものです。</p>

	「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は举手願います。 (賛成の委員は举手)
議長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。 <報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号4651番、4652番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願ひいたします。 それでは1頁、番号4651番、4652番の2件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 いずれも合意による解約であり、中間管理機構への貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 <報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による農地転用届出書の受理について> 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号4609番をご覧ください。</p> <p>4609番は、大潟区犀潟地内の農用地で譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地は住宅団地内にあり、四方を住宅や市道・県道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議長	<p><u><議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p>
	<p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、番号4683番、4684番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」ご説明いたします。</p>
	<p>3頁、番号4683番、4684番の2件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>『<u>頸城区駐在室の議案</u>』</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5348番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5348番をご覧ください。</p> <p>本案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u>〈議案第1号 農地法第3条許可申請について〉</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5306番から5309番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号5306番から5309番をご覧ください。</p> <p>番号5306番及び5307番の2件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>番号5308番及び5309番の2件は、譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、番号5308番及び5309番につきましては、譲受人が同一であることから、2件をまとめて一つの調査書としておりますので、ご承知おきください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。

小山委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議長	<u>＜議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について＞</u> 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5305番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 3頁、番号5305番をご覧ください。 頸城区五十嵐地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。 4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、アパートに居住していますが、結婚により生活スペースが狭くなったことから、申請農地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。 転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。 (「ありません」の声あり)
議長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>『吉川区駐在室の議案』</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6380番から6382番の3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは1頁、6380番から6382番の3件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付予定が3件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号6266番から6267番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>それでは、2頁、6266番から6267番の2件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があつたものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8642番から番号8649番までの8件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書は1頁及び2頁、番号8642番から番号8649番までをご覧ください。</p> <p>これらの案件は、借受人が新たに立ち上げた法人と契約しなおすため、現在の契約を解約するものです。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議長	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8647番から番号8657番までの11件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は3頁及び4頁、番号8647番から番号8657番までをご覧ください。</p> <p>番号8647番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>番号8648番は、遠方にいる耕作者が耕作困難との理由から所有権を農地の近くに居住している者に移転するものです。</p> <p>番号8649番から番号8657番までの9件は、これまで耕作していた譲受人が代表を務める法人と新たに契約を締結するものです。</p>

	<p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	確認された委員の説明を求めます。
五十嵐委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>	
議長	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号8602番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は5頁、番号8602番をご覧ください。</p> <p>この案件は、三和区島倉地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、親と居住していますが、結婚して生活スペースが狭くなったことから父親所有の農地に賃貸借権を設定し、「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能あります。</p> <p>工期は、許可日から令和8年3月31日までです。</p> <p>土地利用計画図は、一般個人住宅1棟、申請面積1,396m²、敷地面積333.33m²で、建築面積72.04m²、建ぺい率21.61%となり、基準の22%を満たさないが、分筆するも狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
<u><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u>	
議 長	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号8609番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定1件を説明します。議案書は、8頁をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。

	<p>【7. その他】</p> <p>笠原部会長 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願ひいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第6回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>

午前11時16分終了